

就学援助費（新入学準備金）のご案内

令和7年度に小学校に入学されるお子様の就学準備が経済的に困難なご家庭に、新入学準備金を支給します。

◆支給の対象となる方 ※以下の条件にすべて該当する方が対象となります。

- 令和7年2月1日時点で昭島市内に居住している方
 - 令和5年度中の世帯の総収入で認定基準に当てはまる世帯（生活保護受給世帯は除く）
※収入のモデルケースは下記をご覧ください
 - 期限内に教育委員会から配布する申請書を提出された方
- 〈注意〉令和6年度に既に上のお子様が就学援助を受給されている場合も、新たに申請が必要です。

◆受付期間・申請方法

- (1) 受付期間 : 令和6年12月2日(月) ~ 令和7年1月15日(水) ※厳守
- (2) 申請方法 : 窓口受付または郵送(必着)
- ①窓口受付
- 場 所 : 昭島市教育委員会教育総務課学務係(市役所2階) ※出張所等では受付できません。
- 時 間 : 午前8時30分~午後5時(正午~午後1時の間はなるべくご遠慮ください。)
- ②郵 送
- 宛 先 : 〒196-8511 昭島市田中町 1-17-1
昭島市教育委員会 学校教育部 教育総務課 学務係 宛
- 送付物 : 裏面の「申請時に必要なもの」で該当する書類を郵送してください。
- ※申請受付日は、必要書類がすべてそろった時点の日付となります。お早めにご申請ください。

◆支給額・支給日等

- 支給額 : 57,060円
- 支給日 : 令和7年3月3日(予定)

◆注意事項

- 今回の新入学準備金の支給を受けた方で、令和7年4月以降の就学援助費の支給を希望する場合は入学後の4月中に別途申請を頂く必要があります。
- 今回の新入学準備金の支給を受けた方につきましては、「令和7年度就学援助制度」の「新入学学用品費」は支給されません。
- 必要な書類がそろっていない場合は受理できません。

◆認定基準の収入限度額（モデルケースによる目安）

人数	家族構成	年間総収入限度額	
		持ち家	借家(家賃 69,800 円以上)の場合
2人	父(36歳)、子(9歳)または母(36歳)、子(9歳)	約 292 万	約 376 万
3人	父(39歳)、母(36歳)、子(9歳)	約 382 万	約 466 万
4人	父(40歳)、母(39歳)、子(12歳)、子(9歳)	約 482 万	約 566 万
5人	父(40歳)、母(39歳)、子(12歳)、子(9歳)、子(5歳)	約 535 万	約 619 万

※家族構成(人数・年齢等)及び持家、賃貸の家賃等によって限度額が変動します。

※年間総収入とは、世帯全員の1年間の総収入額です。(控除額を差し引いた所得額ではありません。)パート・アルバイト・年金・保険金等の収入も含まれます。営業所得・不動産所得の場合は、「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」に当てはめて給与収入に換算した金額を収入額とみなします。

※別居していても生計を同じくする方は、同一世帯員として人数と収入に加えます。 ※裏面あり

◆申請時に必要なもの

- ① 令和6年度就学援助費（新入学準備金）受給申請書
- ② 振込口座の通帳またはカード（申請時に確認をさせていただきます。）
- ③ 令和5年中の収入が証明できるものの写し

＜収入を証明するものの例（令和6年1月1日時点で市外に住んでいた方等）＞

●令和5年分給与所得の源泉徴収票 ●令和5年1月～12月分の給料明細書
●確定申告書の控え ●令和6年度（非）課税証明書 ●年金振込通知書 ●年金額改定通知書 等

☆令和6年1月1日時点で昭島市内にお住まいの方の内、確定申告または市民税・都民税申告をされた方、及び会社等で住民税が源泉徴収される方の収入証明は不要です。

※生計を同じくする世帯員で、収入のある方全員の書類をご用意ください。

※パート、アルバイト、公的年金、雇用保険、退職金、仕送り、養育費も収入に含みます。

- ④借家にお住まいの方は、家賃が証明できるものの写し

●賃貸借契約書 ●家賃証明書 ●住宅使用料決定通知書 ●家賃支払い時の領収書 等

※住宅ローンは、控除の対象となりません。

- ⑤申請者のマイナンバー確認書類および本人確認書類（郵送の場合には写しを添付してください）

☆申請者（保護者）の方の分のみ提示が必要です。

＜マイナンバー確認書類の例＞

●マイナンバーカード ●マイナンバーの通知カード 等

＜本人確認書類の例＞

1点で良いもの：

顔写真付きの官公署発行の身分証（運転免許証・パスポート・マイナンバーカード 等）

2点必要なもの：

健康保険証、顔写真の無い身分証明書、官公署で発行された書類、光熱水費の領収書 等

- ⑥その他に必要なもの

次の表の中で、該当するものがある場合には、必要なものを全てご提出ください。

＜その他のものが必要となる場合＞		＜必要なもの＞
☐ 同居しているが、 <u>生計が別のご家族がいる場合</u>	⇒	○生計が別であることが分かる書類の写し 例：各々の公共料金領収書 等
☐ 前年度又は当該年度において <u>児童扶養手当の支給を受けている場合</u>	⇒	○児童扶養手当証書 ※ 郵送の場合は写しを添付してください。
☐ 前年度又は当該年度において世帯主が障害者・寡婦・ひとり親のいずれかであることが理由で <u>国民年金の掛け金が免除されている場合</u>	⇒	○国民年金保険料免除・納付猶予申請承認通知書の写し
☐ 前年度又は当該年度において天災やその他特別な理由により <u>国民健康保険税が減免されている場合</u>	⇒	○減免決定通知書の写し
☐ 前年度又は当該年度において <u>生活福祉資金の貸付決定を受けた場合</u>	⇒	○生活福祉資金貸付決定通知書の写し
☐ 前年中に退職等で <u>退職金や雇用保険、労災保険、非課税の年金等の収入があった場合</u>	⇒	○受給金額がわかるものの写し

《問い合わせ先》

昭島市教育委員会学校教育部 教育総務課学務係 電話 042-544-4437（直通）